

職場意識改善計画

平成 22 年 7 月 15 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
① 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	(1 年度目) 労働時間、休日、休暇などについて、労使間の話し合いの場を設ける(労働時間等設定改善委員会)。また、委員の構成や任期、委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ運用ルールを策定する。
	(2 年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会において、所定外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年 4 回程度を目標として定期的に開催する。
② 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1 年度目) 職場意識改善のため、従業員各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、受付方法を策定する。また、従業員に対して担当者、受付方法について周知する。
	(2 年度目) 1 年度目の労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望の状況を踏まえ、職場意識のさらなる改善にむけ効果的な方法を検討、整備する。
2 職場意識改善のための措置	
① 労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1 年度目) 労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事務所内の見やすい場所への掲示、朝礼等により従業員全員に周知を行う。また、取組内容を自社のホームページに記載し、取り組み広く周知する。
	(2 年度目) 労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントや取組事例をまとめた説明書を作成し、労働者全員に配布することにより、一層の周知を図る。
② 職場意識改善のための研修の実施	(1 年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して研修会を最低 1 回開催し、意識啓発を図る。
	(2 年度目) 管理職のみならず、労働者を対象に外部講師を招く等により研修会を最低 1 回開催し、労働者の意識改革を図る。

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
① 年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、個人別の休暇管理簿を作成するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。なお、1年度目は計画的付与制度の導入に必要となる就業規則の変更や労使協定の締結など所要の手続きを行う。</p> <p>(2年度目) 計画的付与制度の職場への周知を進めるとともに、取得が進んでいない部署や労働者に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。</p>
② 所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入し、週1日は残業をしない曜日を設定する。社内報や事務所内への掲示等により、各職場に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 所定外労働を前提とした業務体制から、これを前提としない業務体制へと改善していく。具体的には、 ①業務の進め方、担当者の見直しやシフト勤務体制の検討 ②安易に残業しない・させないという意識改革の推進 に取り組む。</p>
③ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目) 現在導入している1年単位の変形労働時間制を、より会社の実態に即した内容へ改定する。また、部署、担当者ごとに、より最適な日々の所定労働時間の設定を検討する。</p> <p>(2年度目) 1年度目に導入した変形労働時間制について、実績を踏まえ、同制度が適切に活用されているかの検証を行い、必要な修正を行う。</p>
4 制度面の改善のための措置 (注)3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目) ① 年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入する。 ② 以下のいずれかの年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。 (i)年間5日以上年次有給休暇の計画的付与制度 (ii)年次有給休暇の計画的付与と休日や任意に与えることとしている諸休暇(夏季、年末年始休暇等)とを組み合わせた14日以上連続休暇制度。ただし、年次有給休暇の計画的付与が3日以上ある場合は10日以上連続休暇制度)</p>